

パブリック・コメントの実施結果について

平成24年11月1日  
古賀市都市計画課  
(都市計画係)

パブリック・コメント手続きを実施した結果について、古賀市パブリック・コメント手続き実施要綱（平成20年3月告示第20号）第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1) 政策等の課題	古賀市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(骨子)
(2) パブリック・コメント手続きの実施期間(政策等の公表日)	平成24年9月5日から10月4日まで(平成24年9月5日)
(3) 提出意見等	なし
(4) 政策等の案からの変更点及び理由	なし

本件に関するお問い合わせ先

古賀市都市計画課 都市計画係 (電話092-942-1119)

## 「古賀市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」(骨子案)

「古賀市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」(骨子案)に対してパブリック・コメント手続を実施した結果について、古賀市パブリック・コメント手続実施要綱(平成20年3月告示第20号)第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1) 政策等の題名	古賀市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(骨子)
(2) 政策等の案の公表日	平成24年11月1日(木)
(3) パブリック・コメント手続の実施期間	平成24年9月5日(水)～平成24年10月4日(木) (30日間)
(4) 意見等提出者数	0名
(5) 提出意見等件数	0件
(6) 提出意見等を考慮した結果及びその理由	なし
(7) その他の修正点	なし

# 「古賀市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(骨子)」について

## 1. 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」（第2次一括法）による「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」の一部改正により、これまで国が一律に定めていた公園等のバリアフリー化に関する構造基準等を条例で定めることとされたことに伴い、「古賀市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を制定する。（施行予定日：平成25年2月1日）

## 2. 地域主権推進一括法によるバリアフリー法の一部改正

現行基準を参酌すべき基準とし、条例で基準を定める

（施行日：平成24年4月1日 1年間の経過措置あり）

## 3. 条例の内容(案)

今回、古賀市が定める条例は、現行の国土交通省令（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令）の基準に準拠した内容とする。

### ■基準の対象となる施設（特定公園施設）

園路、広場、屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識

### ■基準の例（抜粋）

- 園路・・・出入口（幅120cm以上、段差なし 等）  
通路（幅180cm以上、縦断勾配5%以下 等）  
傾斜路（幅120cm以上、縦断勾配8%以下、手摺の設置 等）
- 駐車場・・・車いす利用者用駐車施設（施設数、幅350cm 等）
- 便所・・・車いす利用者の円滑な利用に適した構造を有すること 等

## 4. 今後の予定

平成24年 9月中旬～10月中旬	条例（骨子案）のパブリックコメント
平成24年10月下旬～	条例案の作成
平成24年12月上旬	議会上程
平成24年 2月1日	条例施行予定